

関市建設工事等に係わる熱中症対策に資する

現場管理費率の補正について

(注意) 以下において、各部の固有の内容には【土地改良】【治山・林道】【土木】と記載

1 対象工事等

(1) 対象工事①

【土地改良】

主たる工種が屋外作業で「土地改良事業等請負工事積算基準」平成5年2月22日付け5構改D第49号構造改善局長通知) 別表1の工種区分を適用する工事を対象とする。但し、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除くものとする。

【治山・林道】

主たる工種が屋外作業で「森林整備保全事業設計積算要領」(平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知) 表6-1の工種区分を適用する工事を対象とする。但し、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除くものとする。

【土木】

主たる工種が屋外作業で「積算基準及び歩掛表(共通編)※1」第I編総則>第2章工事費の積算>②間接工事費の表-1の工種区分を適用する工事を対象とする。但し、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除くものとする。

※1: 令和2年度より「土木工事標準積算基準書(共通編)」と読み替える

(2) 対象工事②

【土地改良】

主たる工種が屋外作業で「土地改良事業等請負工事積算基準(施設機械)」平成12年3月24日付け12構改D第238号構造改善局長通知)を適用する工事を対象とする。但し、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除くものとする。

【土木】

主たる工種が屋外作業で「土木工事標準積算基準書(機械編)」を適用する工事を対象とする。但し、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除くものとする。

(3) 対象地域

全ての地域を対象とする。

2 用語の定義

(1) 真夏日

日最高気温が30度以上の日をいう。但し、夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温が30度以上の場合とする。

(2) 工事期間

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働

日、後片づけ期間の合計をいう。但し、年末年始6日間、夏期休暇3日間、工場製作を含む工事で工場製作のみを実施している期間、工事全部中止している期間は含まない。なお、工事の終期とは最終変更設計の作成開始日とし、受注者と監督員が協議し決定するものとする。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工事期間中の真夏日} \div \text{工事期間}$$

3 積算方法

現場管理費の補正は、受注者から提出された計測結果を基に、工事期間中の真夏日率を算定した上で熱中症対策補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\text{熱中症対策補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times 1.2$$

対象純工事費 $\times$ {(現場管理費率 $\times$ 補正係数) + 補正值₁) + 熱中症対策補正値}

補正值及び真夏日率は、小数点以下3位を四捨五入して、2位止めとする。

※なお、他の現場管理費の補正值₁と重複する場合においては、補正值の合計は最高2%とする。

【治山・林道】

補正值₁：「森林整備保全事業設計積算要領」第6-1-(2)-イ-(ウ)-a

【土木】

補正值₁：「積雪寒冷地域で施工期間が冬期となる場合の補正」「緊急工事の場合」

4 気温の計測方法

(1) 計測方法

受注者は工事着手前に提出する施工計画書に、工事期間中における真夏日の計測方法及び計測結果の報告方法を記載するとともに、計測結果の資料を監督員に提出するものとする。

【土地改良・土木】

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温を用いることを標準とする。なお、環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることもできるととするが、その場合、暑さ指数(WBGT)が25度を超えた日を真夏日と見なす。

○暑さ指数(WBGT)

<環境省HPより>

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31～35℃	28～31℃	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28～31℃	25～28℃	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24～28℃	21～25℃	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21℃未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

【治山・林道】

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温を用いることを標準とする。但しこれにより難しい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の観測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。なお、計測に要する費用は受注者の負担とする。

【治山・林道】

(2) 気温の補正方法

(1) の気温の計測結果(施工現場を代表する1地点で気象庁の観測方法を準拠した方法により得られた気温の計測結果を除く)は、次の算定式により補正を行うものとする。但し、気象条件または現場条件によりこの算定式により難しい場合は、監督員と協議し補正方法を決定するものとする。

$$\text{補正後の気温 (℃)} = \text{計測気温 (℃)} - \text{標高差 (m)} \times 0.6 / 100 \text{ (m)}$$

$$\text{標高差 (m)} = \text{工事現場の標高 (m)} - \text{気象庁の地上気象観測所の標高 (m)}$$

※標高差の値は小数点第1位四捨五入整数止めとする。

5 入札説明資料及び特記仕様書等への記載について

発注時に本試行対象工事である旨を特記仕様書等に明示するものとする。

《入札説明書記載例》

本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を変更設計時に行う対象工事である。

《特記仕様書記載例》

【土地改良・土木】

第〇〇条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- 1 本工事は、工事期間中（準備、後片づけ期間を含む）における真夏日の日数を基に、設計変更時に現場管理費を補正する試行対象工事である。
- 2 用語の定義
 - ア 真夏日
日最高気温が30度以上の日をいう。
 - イ 工事期間
準備、後片づけ期間を含めた工事期間をいう。なお、年末年始6日間、夏期休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事中止期間は含まない。
 - ウ 真夏日率
以下の式により算出された率をいう。
$$\text{真夏日率} = \text{工事期間の真夏日} \div \text{工事期間}$$
- 3 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督員へ提出する。
- 4 気温の計測方法については、施工現場から寄りの気象庁の地上気象観測所の気温を用いることを標準とするが、環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることもできることとする。なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25度以上となる日を真夏日と見なす。但し、これにより難しい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の観測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。なお、計測に要する費用は受注者の負担とする。
- 5 受注者は、監督員へ計測結果の資料を提出するものとする。
- 6 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工事期間中の日最高気温から真夏日率を算定した上で熱中症対策補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{熱中症対策補正値（\%）} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \times \text{補正係数：1.2}$$

【森林整備】

第〇〇条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- 1 本工事は、工事期間中（準備、後片づけ期間を含む）における真夏日の日数を基に、設計変更時に現場管理費を補正する試行対象工事である。
- 2 用語の定義
 - ア 真夏日
日最高気温が30度以上の日をいう。
 - イ 工事期間
準備、後片づけ期間を含めた工事期間をいう。なお、年末年始6日間、夏期休暇

3日間、工場製作のみを実施している期間、工事中止期間は含まない。

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

真夏日率＝工事期間の真夏日÷工事期間

- 3 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督員へ提出する。
- 4 気温の計測方法については、施工現場から寄りの気象庁の地上気象観測所の気温を用いることを標準とする。但し、これにより難しい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の観測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。なお、計測に要する費用は受注者の負担とする。
- 5 施工箇所と最寄りの気象庁の地上気象観測所との標高差により気温の補正を行う場合がある。
- 6 受注者は、監督員へ計測結果の資料を提出するものとする。
- 7 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工事期間中の日最高気温から真夏日率を算定した上で熱中症対策補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

熱中症対策補正値（％）＝真夏日率×補正係数※補正係数：1. 2

6 施工箇所点在型への適用

施工箇所点在型については、点在する箇所毎に補正を行うことができる。

7 適用

（1）対象工事①の適用

令和7年8月1日以降に積算を行う工事から適用する。

但し、令和6年4月1日以降に契約した既契約工事にも適用できるものとする。

（2）対象工事②の適用

令和7年8月1日以降に積算を行う工事から適用する。

但し、令和7年4月1日以降に契約した既契約工事にも適用できるものとする。

8 既契約工事における適用

（1）気温の計測期間

受注者との協議により定めた「基準日」から最終変更設計の作成開始日までの期間を工事期間とし、真夏日にあたる日数を計測するものとする。

（2）積算方法等

既契約工事における真夏日率の算出方法は、以下の式によるものとする。

真夏日率＝工事期間の真夏日÷工事期間

その他の積算方法は「3 積算方法」によるものとする。

9 その他

地域の実情等により対応困難な場合には対象外とすることができる。